



平成 26 年 10 月 27 日

各 位

社 名 グローバルアジアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 潘 培今
(JASDAQ・コード 3587)
問合せ先 取締役 楊 晶
TEL 03-5510-7841 (代表)

第三者委員会設置に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 7 日付「社内調査委員会からの調査報告書の受領について」で公表いたしましたとおり、過去の経営諸問題に関する詳細な調査を実施するため、10 月 22 日開催の取締役会において、当社と利害関係の無い弁護士 2 名および公認会計士 1 名で構成する第三者委員会設定を決議し、委員となる弁護士および公認会計士より本日まで承諾を得られましたので、下記の通りお知らせいたします。

尚、第三者委員会の委員選定につきましては、日本弁護士連合会による「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」(平成 22 年 7 月 15 日公表、同年 12 月 17 日改訂)に沿って選定を行っており、第三者委員会からは、同委員会の活動に際して、同ガイドラインの準拠する旨の意見を頂いております。

記

1. 第三者委員会設定の趣旨

当社では、平成 26 年 10 月 7 日付「社内調査委員会からの調査報告書の受領について」で公表いたしましたとおり、平成 26 年 6 月に入金された増資資金のうち約 212 百万円が会社関係者によって出金され、社内調査委員会による調査を実施いたしましたが、約 192 百万円の支出につき内容が明確となっております。

また、平成 26 年 8 月 15 日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、預け金や営業保証金の資産性や回収可能性に疑義が生じていることなどから、上記増資資金に対する引当ても含めて、平成 27 年 3 月期第 1 四半期に

において総額 982 百万円 (当社連結ベース) の特別損失を計上するに至っております。

当社取締役会による調査や社内調査委員会による調査を継続的に実施してまいりましたが、独立性を確保した専門家による実態、原因や責任の所在等の究明、再発防止策の提言等が必要であると判断し、当社と利害関係の無い外部の専門家から構成される第三者委員会を設置することといたしました。

2. 第三者委員会の目的

- ① 平成 26 年 6 月に入金された増資資金のうち、内容が明らかとなっていない約 192 百万円に関する実態調査
- ② 平成 27 年 3 月期第 1 四半期において特別損失を計上した、資産性や回収可能性に疑義が生じている預け金や営業保証金に関する実態調査
- ③ 社内調査の過程で生じた疑問点 (昨年実施された増資の振込金の入金、並行して実行された融資の目的など) に関する調査
- ④ ①から③ (以下、「過去の経営諸問題」という) の発生原因や経緯の調査
- ⑤ 過去の経営諸問題の責任の所在の明確化
- ⑥ 過去の経営諸問題の再発防止策に関する提言

3. 第三者委員会の構成

委員長	逢坂 貞夫 (弁護士)	逢坂貞夫法律事務所
委員	中込 秀樹 (弁護士)	ふじ合同法律事務所
委員	石崎 秀明 (公認会計士)	東京ライジング総合会計事務所

4. 今後のスケジュール

第三者委員会においては、厳正かつ徹底した調査の終了後、当社に対して報告書を提出する予定です。当社は、第三者委員会の調査に対して全面的に協力し、同委員会から報告書を受領後、すみやかに当該報告書の全文を開示致します。

以上